

## 第 8 1 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例 (平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

第 2 条 加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例 (平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例 (平成 2 9 年加東市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

第 4 条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例 (平成 2 9 年加東市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 8 1 号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

人事院が、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を引き下げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の期末手当を改定することに鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当及び病院事業管理者の期末手当について、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）  
令和 2 年度に支給する 1 2 月期の期末手当の支給月数を 2. 2 月とすること。（第 4 条）
- (2) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）  
令和 3 年度以後に支給する 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 2. 2 2 5 月とすること。（第 4 条）
- (3) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第 3 条関係）  
令和 2 年度に支給する 1 2 月期の期末手当の支給月数を 2. 2 月とすること。（第 4 条）
- (4) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第 4 条関係）  
令和 3 年度以後に支給する 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 2. 2 2 5 月とすること。（第 4 条）

### 3 市財政への影響 年間 1 0 8 千円の支出減

### 4 施行期日

- (1) 2 (1) 及び 2 (3) 関係 公布の日
- (2) 2 (2) 及び 2 (4) 関係 令和 3 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正            (第1条関係)            (期末手当)            第4条 (略)            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。            3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)            第4条 (略)            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。            3・4 (略)</p>
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正            (第2条関係)            (期末手当)            第4条 (略)            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。            3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)            第4条 (略)            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。            3・4 (略)</p>
<p>○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正(第3条関</p>	

係)

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)